

島根県立大学 弓道部 規約

(名称)

第1条 本団体は、島根県立大学弓道部と称する。

(目的)

第2条 本団体は、弓道を通して心身の健康、向上に努めることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 ①会費は、一人当たり年額20,000円とし、年度中の前期に10,000円、後期に10,000円納入するものとする。

②1回生の前期の会費徴収は免除される。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、最上級生(3回生)間の話し合いにより次期役員を選出する。

- 1)主将1名 …本団体を代表する
- 2)副主将2名 …主将を補佐し、主将に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3)会計2名 …会計事務を処理する
- 4)主務1名 …主務事務を処理する
- 5)副務2名 …主務を補佐する。
- 6)文書1名 …届いた書類の確認をし、主将に伝達する。
- 7)道場部室管理1人 …部室と道場の管理を行う。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の会議により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の会議により改廃される。

(費用)

第8条 本団体の部員は、試合等で遠征に行く際、部費によって宿泊費全額の2割を負担される。

第9条 本団体の部員は、試合等で遠征に行く際、公共交通機関を利用して行く場合、部費によって交通費全額の2割を負担される。

第10条 本団体の部員は大会に出る際、部費によって広告費・大学参加費・選手参加費の全額の半分を負担する。

附則

この規約は、平成 12 年 7 月 24 日から施行する。

この規約の一部を変更し、平成 28 年 4 月 30 日から実施する。

この規約の一部を変更し、平成 31 年 4 月 29 日から実施する。